

## 議題 2 総合計画に基づく教育大綱の期間設定について

### 1 改訂内容

今治市教育大綱の対象期間を、「令和 6 年度まで」から「令和 8 年度まで」とする。

### 2 改訂理由

今治市教育大綱は、今治市におけるまちづくりの基本方針を示す「今治市総合計画」の方向性を踏まえ策定する必要がある。

次期今治市総合計画（前期基本計画）の期間が令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間であることから、次期教育大綱の策定年度を次期総合計画に合わせて令和 8 年度とするもの。

	策定年度	対象期間
今治市総合計画 (前期基本計画)	R 6・7 年度	R 8～12 年度 (5 年間)
今治市教育大綱	R 8 年度	R 9～13 年度 (5 年間)

### 3 今治市教育大綱の改訂

新旧対照表（案）

新	旧
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 ページ</div> 02 大綱の対象期間 今治市教育大綱の対象期間は、 <u>令和 8 年度まで</u> とし、国の教育振興基本計画の見直しや、本市における関連する各種計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 略	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 ページ</div> 02 大綱の対象期間 今治市教育大綱の対象期間は、 <u>令和 6 年度まで</u> とし、国の教育振興基本計画の見直しや、本市における関連する各種計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 略